

(別表 1)

リ ス ク 分 担 の 方 針

項 目	事 項	内 容	負担者	
			指定管 理者	飛驒市
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	○	
	税制の改正	消費税の税率の変更		○
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更	○	
	賃金水準の変動	賃金水準の変動	○	
		著しい賃金水準の変動(指定管理料の支払いがある施設に限る。)		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
		事業継続の支障となる著しい物価の変動(指定管理料の支払いがある施設に限る。)		○
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域、住民、使用者への対応	事業運営に係る使用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む。)	○	
	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
応 募	応募の費用	応募にかかる費用の負担	○	
準 備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引渡しに係る原状回復費用	○	
管理運営	事業の中止・	市の責任による遅延・中止		○

	延期	法令その他の制度の変更等により市の建物所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大		○
	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加による収入減、経営不振	○	
		感染症の拡大等による収入減	協議による	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	
		自主事業の実施に伴う苦情対応	○	
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）	○	
		施設・設備・外構の維持補修（1件10万円未満）及び施設の管理上緊急を要する維持補修	○	
		施設・設備・外構の維持補修（1件10万円以上）	協議による	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧		○
		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修		○
	修理修繕	備品の修理・修繕（1件10万円未満）	○	
		備品の修理・修繕（1件10万円以上）	協議による	